

松戸市学校施設開放事業 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

令和2年8月6日改訂

松戸市教育委員会生涯学習部スポーツ課

1 はじめに

本ガイドラインは、学校施設開放事業における新型コロナウイルス感染予防対策として作成しております。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の状況を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものとします（改訂の際は、松戸市ホームページに掲載いたします）。

2 感染防止のための基本的な考え方

施設開放運営委員会の役員や利用団体の指導員は、利用団体の活動内容や参加人数を十分に踏まえ、利用者への新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じてください。

特に、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している場所）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる場面）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、これを避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底してください。

3 具体的な利用指針

以下の内容について、考慮していただいた上で、各学校の施設の実情に応じ、活動の再開をお願いします。

(1) 再開予定日時

- ・屋外施設（校庭） 令和2年7月23日（木・祝）～
- ・屋内施設（体育館、格技場等） 令和2年8月24日（月）～

※8月1日（土）、9月5日（土）、19日（土）は児童・生徒登校日。終日利用不可。

※中学校は、総体の代替大会により利用できない場合があります。

(2) 活動にあたっての注意点

ア) 共通事項

- ① 3密（密閉・密集・密接）に気を付けてください。
- ② 体調をチェックしてください。
 - ・発熱はないか
 - ・咳やのどの痛みなどの風邪の症状はないか
 - ・だるさや息苦しさはないか
- ③ 運動の前後は、しっかりと手を洗い、アルコール消毒等を徹底してください。
- ④ マイタオルを持参してください。（タオルの共用はやめましょう。）
- ⑤ マスクを持参してください。
（スポーツを行ってない際や会話をする際にはマスクを着用してください。）
- ⑥ 水分の回し飲みは控えてください。
- ⑦ 熱中症に気を付けて、こまめに水分をとってください。
- ⑧ 強度が高い運動の場合は、呼吸が激しくなるため、より一層距離を空けてください。
- ⑨ 屋内施設（トイレ含む）は、定期的に換気し、活動終了時は換気した上で、戸締り・施錠をしてください。
- ⑩ 飛沫感染防止のため、大声で発声を行わないようにしてください。
- ⑪ 利用前と利用後は交流をなるべく控え、すみやかに帰宅してください。
- ⑫ 高齢者、妊婦、持病をお持ちの方は体調に十分に気を付けてご利用ください。
- ⑬ 利用にあたっての同意書の内容を確認し、チェックの上、ご提出ください。

利用開始日までに同意書のご提出がない場合は、利用はできません。

（なお、同意書の提出は、利用団体で1枚を1度の提出のみで構いません）

- ⑭ 衛生管理の徹底をお願いします。施設・付帯設備・トイレ等、利用者が触れた部分（ドアの取っ手、支柱、蛇口等）は、消毒液や除菌シート等で必ずふき取ってください。特にトイレを利用した場合の掃除・消毒を徹底してください。

※消毒液や除菌シート等は、各団体でご用意ください。

- ⑮ **屋内施設利用団体が利用日毎に実施すること**
- ・「健康チェックシート（個人用）」（提出不要）を各個人でチェック
⇒利用前に団体の責任者が利用者全員分を確認
 - ・上記の「健康チェックシート（個人用）」をもとに「健康及び消毒チェックシート（団体用）」を利用日毎に団体責任者が記入
⇒団体の責任者が団体用のみを毎月の学校施設開放使用報告書と併せて提出

《注意》

種目による利用制限は行いませんが、施設毎の利用人数等ご配慮いただき各自感染予防の対策を行ってください。

なお、**利用後の施設の消毒・ゴミ処理・清掃作業等が適切に行われていないことが見受けられた場合、また、教育委員会や学校が適当でない行動と判断した場合は利用を休止させていただきます。**

イ) スポーツ活動

- ① 万が一感染が発生した場合に備え、保健所等の公的機関へ情報提供されうることを事前周知するなど、個人情報の取扱いに十分注意しながら、各利用団体の利用者等の名簿（氏名・緊急連絡先）を適正に管理してください。
- ② 学校の門、スポーツ用具・器具等の利用者が手に触れる物は、できる範囲でアルコール等の消毒を行ってください。ただし、アルコール等の消毒が適さない物については、それぞれに適した方法で対応してください。
- ③ 更衣の際の密集を避けるため、運動、スポーツ等を速やかに利用できる服装で来るように事前に呼び掛けてください。
- ④ やむを得ず更衣をする場合は、対人距離を2m確保できるよう、同時に入室できる人数を制限してください。また、更衣中はマスクの着用を徹底してください。
- ⑤ 学校敷地内の遊具等、スポーツ活動に直接関わりのない施設については、触れないようにしてください。

ウ) 文化活動（**令和2年8月24日（月）より再開**）

- ① 文化活動の場合も同様に、万が一感染が発生した場合に備え、各利用団体の利用者等の名簿（氏名・緊急連絡先）を適正に管理してください。
- ② 十分な座席の間隔（できるだけ2mを目安に、最小1m）を確保してください。
- ③ 室内のものにはできるだけ手を触れないようにしてください。机や椅子、備品などやむを得ず利用者が手に触れる物は、できる範囲でアルコール等の消毒を行ってください。ただし、アルコール等の消毒が適さない物については、それぞれに適した方法で対応してください。
- ④ コーラスや民謡など、飛沫感染リスクの高い活動については、利用者間の距離をさらに空ける、発声者との正面位置を避けるなど、特に配慮をお願いします。

(3) 利用者の感染が判明した場合

利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、速やかに松戸市教育委員会生涯学習部スポーツ課（047-703-0601）に連絡してください。

ご利用者の方から感染者が出た場合、ご利用になっている学校が休校となる場合があります。児童・生徒の教育活動に支障をきたすことにつながります。

学校施設の消毒の徹底や各団体の意識的な行動が、感染予防に繋がりますのでご協力をお願いいたします。